第 10 期	第4回 男女平等参画推進審議会議事録(要旨)
開催日時	平成21年4月13日(月)午後7時~9時
開催場所	立川市女性総合センター・アイム 第2会議室
出席者	松田美佐、露木肇子、野中 映、加藤恭子、佐藤良子、中村陽子、丸山和夫、太田靖敏、石岡 隆、田中愛誠、二場美由紀、事務局(部長以下4名)
傍 聴 者	なし
	① 立川市第5次男女平等参画推進計画における主要課題の取り組みについて
	(中間のまとめのたたき台) 第1 ワーク・ライフ・バランスの推進
配布資料	②第5次男女平等参画推進計画策定スケジュール
	③第5次男女平等参画推進計画策定に向けての審議日程
	・介護保険制度と高齢者サービスのしおり
=* +	・立川市社会教育団体に登録している健康体操等の団体
議事	1 開会 2 報告
	・組織変更
	・事務局職員紹介
	4- 000 (Marketing 2)
	3 議事
	第 5 次男女平等参画推進計画の策定に向けての検討
	・ワーク・ライフ・バランスの推進について
	委員 それでは早速検討に入ります。ワーク・ライフ・バランスの推
	進について2回にわたって議論してまいりましたが、今回はま
	とめです。事務局から予め送付のありました「中間のまとめの
	たたき台」を基に、今日の議論を踏まえてまとめたいと思いま
	す。文言の訂正なども含め、ご意見をお願いします。
	委員 資料①の1.男女平等参画とワーク・ライフ・バランスの関係は
	4つの文章で構成されていますが、1番目と3番目の○の文章
	は非常に中身が似ていますので、一緒にし、1番目の○印の文
	章に3番目の文章を続けた方がよいと思います。

委員 今の1.男女平等参画とワーク・ライフ・バランスの関係の文章では、4つの項目があるというよりも、関係を説明する4段落ということだと思います。4つの○印で構成されていると、4つの項目があるように思えるので、書き方の工夫が必要かと思います。

委員 2.(5)健康づくりの中の具体的な施策の例示に、「高齢者が介護を受けないでずっと元気でいられるための健康づくり」というのがあります。意味はわかりますし、A委員の地元でもとてもよい取り組みをされていると聞いていますが、『介護を受けないで』というフレーズが気になります。障害のある方など、介護を自ら受けたいと思わなくてもやむを得ず、不本意ながら介護を受けておられる立場の方に配慮すれば、『介護を受けないで』という表現ではなく、もっと適切な表現があるのではないかと思います。同じ表現が3.(3)行政の取り組み⑥にもあります。「その人の意思決定が反映される、いろいろなサービスを受けながらをその人らしい生活ができるなどの、否定的な言い方でない表現がよいと思います。

委員 今委員がおっしゃったところは、「介護予防をしながらいきいきと元気で」というフレーズをよく使っていますがいかがでしょうか。

委員 「いくつになっても」とか「年齢にかかわらず元気で」とか、 介護にとらわれない表現でもよいと思います。

季員 介護を受ける人に負い目を感じさせるような表現はしない方がよいと思います。また、「介護予防」についても、予防というと風邪の予防や、伝染病予防などとは違うと思うのですが、そのようなニュアンスで受け止める方もいらっしゃるかもしれません。「介護を受けないで」というのはとって、「だれもが」という表現がよいかもしれません。

委員 よいご指摘だと思います。介護は必要ならだれでも受けられるようにするし、介護を受けながらでもその人らしく生きられる、 元気でいられる健康づくりというのが必要だと思います。

委員 「介護を受けないで」という表現は介護をマイナスに位置づけている、ということで、はずしてしまうのも1つの案だと思いますが、そうなった場合、一方ではやはり「高齢者が介護を必要としないような健康づくり」も必要なことと思います。そのあたりは「介護を受けないで」をはずしてしまうと抜け落ちて

しまい、悩ましいところです。

委員 そもそも「高齢者が」という言葉は、立川市の人口の19.8% が高齢者であり、大変な高齢社会に突入していくことを憂慮し て発言したものです。それぞれの年代の健康づくりがあり、だ れでもが健康ですごせるというのは当然願うことですが、高齢 社会なのですから、特に高齢者の男女が共に生き生きとくらせ るようにという視点も失わないよう、高齢者について強調した という趣旨があります。

どうしてもワーク・ライフ・バランスの議論は、若い世代のこ 委員 とが中心になりがちな中で、高齢社会を迎えることを念頭に、 高齢者にあえて焦点を当てたいということですね。

委員 「高齢者」と入るのは私も賛成です。以前は高齢者の方が筋肉 トレーニングをしても無理だとか、負荷がかかりすぎるとかい われましたが、今では筋肉には亡くなるまで能力があり、トレ ーニングによって骨格もしっかりし、骨折も防げるということ が科学的に証明されています。そういう取り組みを積極的にす ることによって、「よりよく生きる」ということにつながってい くと思いますので、「高齢者」と入れることには賛成です。ただ、 「介護を受けないで」という表現には、配慮したいと思います。 高齢者の健康の問題と介護の話を少し整理したほうがよいと 委員

思います。

市

ここは、「誰もがいつまでも健康でいられるための健康づくり」 と普遍的な表現にさせていただきたいと思います。例えば、糖 尿病になる人は、65歳になってからいきなりなるのではなくて、 メタボなど30代40代の頃の不摂生を経てなるので、若い世代 からの健康づくり、特に、働いている人の健康管理にも立川市 として力を入れなくてはいけないだろうと思っています。皆さ んにご意見をいただいてなるほどなと思いましたので、高齢者 ということにとらわれず、広く市民の皆さんがいつまでも元気 でいられるための健康づくりとして、立川市では市の特定検診、 あるいは国保の特定検診等健康づくりの施策を広くやっていき たいと思っています。

委員 介護を受けている人が負い目を感じさせてはいけない、とおっ しゃっている委員さんもいましたので、介護を受けている人で も、負い目を感じないで健康づくりをしていくということを合 わせて書いた方がよいのではないでしょうか。

市 ここのテーマは男女共生社会をつくるにあたってどうしたらいいか、という視点で議論していただいています。介護保険制度のことまで踏み込むのは難しいと思います。

委員 今の方針でいきたいと思いますが、高齢社会を念頭に置いて、 ということをどこかに反映できればよいと思います。

委員 1の○の2つ目に「出産を契機に退職する女性は依然として多く」というところがあります。出産のため休暇をとったところ、会社から出産したら戻ってこなくてよいと会社からいわれたとの記事を読みました。今そういう例が増えているそうです。そういう時代背景を市民感覚で取り入れて、「出産を契機に」と自己都合で退職する場合だけではなく、解雇されるような場合についても書いたほうがよいと思います。

委員 そのような事例は、労働基準法上違法です。私はその後の「女性が出産後も働き続けられる環境を整備し」という表現があるので、これでよいと思います。法律違反にまで踏み込んだ内容にすることはないと思います。

委員 明らかな法律違反でなくても、出産や子育てをする女性にとって働き続けられないような状況を示すことで退職を余儀なくされる、というケースは、グレーゾーンとしてある、ということは認識しています。自発的ではない、ということを書くとすれば、退職を余儀なくされるということでよいしょうか。

委員 「出産を契機に退職する、もしくは退職を余儀なくされる女性 は依然として多く」でいかがでしょうか。

委員 それではその方向でよろしくお願いします。

委員 はじめに先ほどおっしゃった1の1つ目と3つ目の○のところで、1つ目の次に3つ目をつなげては、とのことでしたが、私はむしろ3つ目を1番目にした方がよいのではないかと思います。 条例を制定するときも、条例の目的は何かというところをずいぶん皆さんで議論しましたが、やはりどういう社会にするために、ではなく、どういう個人の生き方がよいのか、そちらを主にしようということでした。1つ目の○は社会を主眼にしており、3つ目の○は個人を主眼にしている。ですから、順番としては個人が先の方がよいと思います。

委員 私もそれでよいと思います。

委員 では、もう一度、個人が中心になる、という形で順番を練り直 してください。 季員 1の2つ目の○のところで、「育児・介護休業を取得する人は増加しているものの、男性の取得状況は極めて低く」ということは男性が家事に参加しにくい状況にあるということを表していると思いますが、その点について文言を入れてはいかがでしょうか。休みがとりにくいと、仕事と生活のバランスの中で家事の分野に男性が参入していくのは難しいということが事実としてあります。女性については、「出産を契機に退職…女性が出産後も働き続けられる環境を整備し、自己実現を図ることができる社会に…」と述べられていますので、男性についても、取得していけるような環境にするということを書いたほうがよいのではないかと思います。

委員 どのような言葉を入れたらよいでしょうか。次の文中には「男女問わず仕事と生活を調和させ…」と両方のことを述べています。確かにご指摘の部分には女性についての記述が主になっていますが。

委員 男性も家事や育児にかかわれるような、という内容を入れ込め ばよいですね。

委員 男性の状況については、長時間労働なども含めて、育児介護休暇を取得する人が少ない、というだけではなく、長時間労働との兼ね合いでワークライフバランスができにくい、ということを書いていただきたいと思います。

委員 平成 22 年の 4 月から労働基準法が改正されます。月 60 時間を越えた場合は 1.5 倍の賃金を払うか、休暇を与えなさいということになっています。ですので、これからはもっと働きやすくなるのではと思います。また、企業としても男性が休めるように、また、男性女性に関係なく時間外が多すぎるので(減らす方向になっている。それにより)、みんなが時間を上手に使えるようになってきているので、あえて長時間労働を論議しなければならないのか、というのが疑問です。確かに、男性が生活環境を変えるということは非常に難しいですが、それに向かって日本全体がだんだん変化しつつある中にあるので、男性の人も家庭生活に関与できるように、という記述を入れておけばよいのではないかと思います。

委員 今までは男の人は仕事をたくさんするのがよいとされていて、 いち早く帰って子どものお世話をするとか育児休暇をとるとい うことははばかられるような状況でしたが、やはり、男女共生 で、男性も育児休暇をとれるようにしたいというのがこの審議会のテーマですね。今、まだまだ男の人が望めば早く帰れるというような状況ではありません。ですが、父親が早く帰って育児に参加することが、子どもの人格形成にも大事だということで、ヨーロッパなどはそういう社会になってきています。ですので、男女共生のことを考えるときには、その(長時間労働の)ことをあえて言ってもよいのではないかと思います。

- 委員 長時間労働の改善は、必ずしも、今の社会状況に合ったものではないと思います。現在大企業でも、残業廃止令や、勤務が週4日ほどになっているところもあります。そのような現状を見ると、必ずしも、長時間労働の改善が今の社会で求められている施策ではないのではと思います。
- **委員** 2 (3) 働き方の見直しの中に書かれている内容については、 残してよいのではないかと思います。長時間労働の問題につい ては、雇用者の考え方によるところが大きいと思います
- **委員** 育児・介護休暇の取得状況が低いということは事実だと思います。それを是正するための労働時間短縮や社会整備といった方向付けがされているので、どちらかというと経済状況によって左右される要素を記述するよりは、具体的対策が後段で出てくるのであれば、現状と次の方向性と取り組み内容がきちんと記述されているほうがよいと思います。男性も家庭生活に参画していく、という方向性には間違いがありませんし、まだまだ実現にはなっていないという現状について記述があればよいのではないでしょうか。
- **委員** 個人的な認識を言えば、男女で同じ仕事をしていた場合には、 どうしても男性のほうが長時間労働になる傾向があると思って います。経済状況に左右されて男性が長時間労働になり、家事 に参加できない、ということではなく、男性の長時間労働は意 識の問題と思っています。個人的な意見です。
- **委員** 多様化という言葉が多く使われています。確かにライフスタイルも多様化しており、「多様な価値観を認め合いましょう」というところはうなずけるのですが、具体的な施策の例示のところで「多様な保育サービスの充実」「多様な働き方の導入」とあるのは、施策の例示として具体性がないのではないかと思います。むしろ「多様な」というところで逃げを打っているようにも思える。「様々な保育サービス」ということで、具体的なビジョン

があるのであれば、「…など多様な保育サービス」という書き方がよいのではないでしょうか。「多様な」という言葉ではぐらかされたように感じます。

委員

確かに、「多様な」という言葉には、いろいろな問題も含まれていると思います。具体的な施策の例示の保育のところで、「待機児の受入枠の拡大」として、前使用した使用には『民営化による受入枠の拡大』という項目がありました。それは削除されましたが、今市内では民営化に反対する母親が反対の運動をしています。また、東京都の認証保育園などは園の基準もゆるやかです。子どもの教育の観点からは、専門の教育を受けた保育士や教育的環境が整った場所での保育が望ましいわけですので、「待機児の受入枠の拡大」のところには、『教育的環境に配慮した』という言葉を付け加えていただきたいと思います。また、「多様な保育サービスの充実」についてももう少し考えていただきたいと思います。

委員

「多様な保育サービス」ということの意味は、延長保育や病児保育、一時預かり、休日保育、事業所内保育などのメニューになってくると思います。また、「多様な働き方の導入」の意味は、今までは雇用機会均等法などにより男女平等な仕事をするということで、ポジティブアクションが主流でしたが、2003年にできた次世代育成支援対策推進法には『多様な働き方』ということが表記されています。ですので、多様な働き方のところでは具体的にどのようにメニューを例示するのかは課題だと思います。

市

保育サービスのところでは、一時保育ですとか休日保育ですとか、いろいろなメニューが考えられると思います。今市では「立川子ども21プラン」という待機児対策を含めた新しい保育計画を考えておりますので、現段階では子育てプランの具体的メニューを計画中の中で、男女平等参画推進計画が先行して具体的メニューを載せることは、それぞれの計画の不整合が生じる可能性がありますので、今日の段階では具体的メニューを控えさせていただきたいと思います。「待機児の受入枠の拡大」につきましては、民間保育所で施設を改修しながら枠を拡大する方式もございますし、分園方式で待機児を解消する方法もあります。これにつきましては、「子ども21プラン」との整合性を図った上で計画策定をしていかなくてはなりませんので、現段階

ではこれ以上の書き方はできないとご理解いただきたいと思います。また、多様な働き方の方は、ワークシェアリングや在宅勤務などが国の施策の中で具体的に出てきていますので、こちらは具体的に例示が可能かと思います。

委員 逆に、最終的な報告書には具体的なものが出てくるということですか。

市 現在市ではいろいろな計画が 20 数本同時進行で動いております。個々の計画書の中には何をやるということがいろいろと出てまいります。それらの整合を図った上でこちらもこちらも「多様な」という表記ではなく具体的に明確にしていけると思っております。

委員 答申の中に入れられるということですか。

市 答申に間に合えば、ですが、まず、個々の計画とのすり合わせ をさせていただきたいと思います。

委員 ワーク・ライフ・バランスを審議するに当たって、市から審議会にいただいた市民アンケートの結果がありました(平成 20 年市民意向調査)。その中では 51.4%の男女が「立川市が男女平等参画を推進するために取り組むべき施策」として「保育事業の充実」をあげています。ですので、保育のことはワーク・ライフ・バランスを考える上でも、市民の要望に応えるためにも大事なことだと思います。ですのでほかの計画の内容を待たずに、この審議会として、ワーク・ライフ・バランスを実現するためにはどのような保育が必要かということを明らかにしておく必要があると思います。

そのことはとても重要な問題だと思います。ですが、この審議会の目的は、もっと大きな、男女平等参画のために何が必要かという項目を挙げることであり、その中の内容の一つひとつについてこうすべきだ、というところまで話し合うのは時間的にも難しいと思います。待機児の解消にしても、数を合わせるために何をしてもいいなどとは誰も言っていませんし、適切な保育、ということは大前提です。子育て、介護、など、各部署で各分野の計画を作っているのですから、内容一つひとつについてはお任せしてよいのではないでしょうか。

委員 「教育的に、環境的に配慮した待機児の受入枠の拡大」という ことは書いてもよいのではないでしょうか。でないと民営化に 道をあけることになってしまいます。ではなぜ市民の意向を調 査したのですか。市民は「保育の充実」を一番に挙げています。この会議では、個々の施策のグレードのことまで話し合うとしますと、子育て、介護、労働環境、就業対策など、膨大な時間を費やすこととなりますので、申し訳ありませんが、個々の部分につきましては、また別の機会にご意見をいただきたいなと思っております。ここでは、どういう男女平等参画の視点から、どういうメニューを取り込んでいくべきなのかという視点から答申をお願いしたいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。ご指摘の「待機児の受入枠の拡大」については、第2回目の会議で私どものチェックミスで不用意な記載があり、ご迷惑をお掛けいたしました。その記述については、すでにその回の会議の席上で取消をさせていただいておりますが、今一度記述の削除をお願いし、改めて、待機児対策は必要ということをお願いしたいと思います。

市

資料にはページ数を振っていただければと思います。2.(1)
子育て支援のところの文章表現についてです。1つ目の○の「…
一方、男性は、長時間労働などで、家事や育児への参画が進まない状況になっています。」の「参画」という言葉と、具体的な施策の例示の「育児への男女平等参画(特に男性の参加促進)」という言葉がそぐわないと思います。家事や子育てを一緒にしましょう、ということですから、すべてを男女平等参画で言い表すのはどうでしょうか。そもそも家事や育児は参画や参加するものなのかなと思いますし、その考え方自体が違うと思います。一方、3.(1)市民・地域社会の役割の②には、「育児や家事は、家族みんなが力を合わせておこないましょう」というやわらかい表現がされていますが、この言葉をもっと行政的な言葉に変えていただいた方が、市民としては耳障りがよいと思います。

委員 そうですね、言葉をもっと平易なものにしていただいたほうがよいと思います。

季員 全体を通じて、具体的な施策の例示のところに可能であれば、 具体的な項目を入れたほうがよいと思います。例えば、2.(3) 働き方の見直しの具体的な施策の例示の「両立支援に向けた企 業の取り組みの促進」や、「市における積極的取り組みの推進」 につきましても、具体的にやることが決まっているのであれば、 挙げた方がわかりやすいと思います。 ご指摘の通り、今日の段階では、施策の例示ですので、これを、今日ご意見をいただいた内容を踏まえて庁内の会議の中でもう一度再構成を行い、またご提案いたします。具体的には、各課でこの内容に合った具体的な施策としてどういうことができるか、ということを整理し、次の審議会ではさらに事業名を例示として挙げます。その中では先ほどお話のあった「多様な保育サービス」の中でも子育ての計画とすり合わせをして、今の段階ではっきりしている一時保育や病児保育などのメニューをお示しできると思います。今日の段階ではなるべくこの文章に多くのご意見をいただければと思っております。

委員 具体的な施策の例示の順番は、優先順位などがあるわけではなく、課題とすることを並べてあるだけととらえてよろしいでしょうか。順番は個人的には変えたほうがよいと思うところがあります。

単に並べてあるだけです。今後これらを体系的に整理し、また ご意見を伺いたいと思います。これらの中でも重点的に取り組 んだほうがよいのではないかというところは、最終的な答申を いただく時点で、審議会の方でお示しいただければと思います。 すべてができる財政状況ではありませんが、5年間の計画年度 の中で、これは何とかしなければというものは織り込んでいた だきたいと思います。

これまでにも議論が出てきましたし、私も強く申し上げましたが、働きながら仕事を続けるに当たっての障壁は、子ども関係や介護関係のことは見通しがきかないということです。例えば保育園に入れるかが直前にならないとわからなかったり、介護の認定までにどれぐらいの時間がかかるかわからないといった話がありました。また、小学校の年間行事予定表も新年度にならないともらえず来週のいつ休暇をとればよいのかさえわからない、というような現状もあります。次週にすぐ休暇をとれる、という働き方ができる方は少ないと思います。そういったところが改善されないと、働きながらではPTAにも出られないのですが、フルタイムで働くお母さんはそれをやっています。それらのことから、「可能な範囲で予定が立てられる情報公開を進めてほしい」ということを強く要望します。何を変えなくても、また、作らなくても、予定を少し早めに知らせてくれるだけで調整がつき、ワークライフバランスが進む人も多いと思います

委員

ので、このことを是非項目にいれていただきたいと思います。

- **委員** ワーク・ライフ・バランスのところでは、「男女平等教育の推進」といったところにまるで触れていません。意識を変えていくというところを担うのは、学校や家庭、地域社会であると思います。現状をどう変えるかということも大切ですが、将来を見据えたときに、子どもや指導する保育士や教師などの男女平等教育についても触れる必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- 第5次推進計画では、3つの重点項目を考えていますが、この3つだけが計画に盛り込まれるのではなく、今までの第4次の計画の中にある引き続き取り組むべき課題も、第5次に盛り込みます。この計画を推進するにあたって、どういう推進体制、学習体制をとっていったらよいのかというのは、別な項目で書きます。今ご指摘の子どもの時からの男女平等学習の問題、また、地域での教育の問題、人材育成の面から様々な課題があります。それは今後答申をいただいた後に、今度は具体的な第5次の計画の文言の話が出てまいりますので、その中でもう一度、個別の政策についてどうあるべきかを議論していただきたいと思っております。
- **委員** 教育に関しては別に書いて、ワーク・ライフ・バランスの中で は踏み込まない、ということですね。
- **市** 別立てにし、人材育成というところの中で、整理していきたい と思っています。
- **委員** 人材育成も大事な要素ですが、意識の問題については人材育成という他から与えられるようなものではなく、もっと個人が主体的に取り組むべきものであり、そのような環境を整えなければできないと思うのですが。
- 市 それは、ワーク・ライフ・バランスだけではなくて、もっと全体の大きな課題だと思いますので、大きな課題の中で書きあらわしていった方がよいと思います。ワーク・ライフ・バランスの項にもあり、ほかの項にもありということでは、わかりづらいと思いますので、意識啓発や学習については別立てできちんと書きたいと思います。またそのときにご教示いただければと思います。
- **委員** 子どもは教育を通して、また大人は、個人も、企業も、男性も、 女性も、意識改革をしなければ、男女平等参画はありえません。

企業の意識改革というのは会社としても行っていますが、個人、 特に男性の意識、あまりはっきり申し上げては御幣があります が、低い。どうやったら意識を改革できるか、という点につい てつっこんだ議論をできればと思います。

委員 私も全体の答申がどのようになされるかということを把握し ていないのですが、最初にこのたたき台を読んだときに、あま りにも漠然としていて、どこにでもあることでした。少しでも 立川市にできることがあればと審議会に参加したのですが、結 局は誰が参加しても同じなのでは、と思いました。ですが、ほ かの委員の方々からもっと各項目を具体的にしたほうがよいと いうご意見があり、多様性という逃げの言葉や焦点が定まらな いところがあって、自分の中にストンと落ちないのだというこ とがわかりました。今日の市の説明で今後ほかの部署や計画と の調整をして具体的に記述されるということで、よかったと思 います。一番変えるのが難しく、一番やらなくてはいけないの は、家庭やパートナー同士の意識や教育のところだと思います。 男女平等参画は、本来時代に流されない普遍的なものであるべ きですが、日本においては、そのままにしておけば元の状況に もどってしまうような不安定な状況にあると思います。ですの で、教育や意識変革については常に声を出していかなくてはな らないし、あらゆる場面で積極的に取り組むという姿勢を示し ていただきたいと思います。意識や教育のところは別立てで書 くとのことですが、計画のすみずみにその要素を織り込んでい くということが大事なのではないかと思います。

委員 念のため具体的な例示ですが、2.(2)介護体制の整備の「地域の介護支援体制の充実」は、養護老人ホームの整備を入れてはと思います。また、訪問介護や訪問看護やショートステイ、高齢者の自立支援、緊急通知体制の整備などを入れるよう検討していただければと思います。

市 介護については、一般施策として実施するものは市民の税金で 負担しますが、介護保険制度の中で新しいメニューを作ると、 それがすべて保険料に影響します。これは、介護保険事業計画 を 3 年に 1 度見直して、3 年間のフレームの中で介護保険料を計 算し、議会で決定したものを実施していますので、介護保険事 業の中の、特別養護老人ホームをいくつにしましょうというと ころはこの計画では難しいと思います。ですが、一般施策の中 で、在宅介護支援センターを整備し、自立支援を強化していこうということは考えられると思います。それから、意識啓発につきましては、3. 市民・企業・地域・行政の役割についてというところで、相互が連携していく仕組みを作っていくわけですが、(2) 事業者の取り組みのところで、③企業の次世代育成の取り組みを進めましょうとか、④従業員が、仕事だけでなく地域活動に参加しやすい職場づくりに取り組みましょうなどということをやっていくには、企業の意識啓発がないと、推進できない、ということになります。そのように、意識啓発のことについては、市民・地域、企業、行政それぞれの役割分担の中で意識啓発ことを書く構成になるのではないかと思っています。

委員 この中のどこに教育が入るのかなと思っていました。

委員

市 まだ時間がありますので、今日ということではなく、市民・事業者・地域・行政の役割の部分についてもご指摘いただければと思います。

2. (4) の家庭生活・地域社会への参画のところで、やはり家 庭生活や地域社会は参画するものなのか、ということと、これ は、今働いている方が地域活動になかなか参加できないという ことと、それを踏まえて、男女関係なく地域にもっと参加して、 よりよくみんなが生きられるように、ということだと思います。 それで、具体的な施策の例示をボランティア活動に限定してい ますが、どうやってネットワークを作っていくか、あるいはN PO法人にして事業もやり社会貢献的なこともやるというのが どんどん求められていると思います。地域社会の中ではボラン ティアでやっていこうということだと思いますが、先ほどから 皆さんがおっしゃっている意識啓発というところでは、自分た ちが生きている地域の中で、もっと平等にいろいろなことをや っていきましょう、という活動自体が、まさに自己啓発であり、 他者啓発になっていくと思います。ですので、地域の中で単に 奉仕をする、ということではなくて、自分たちの生活を作って いくという形が、ますます求められていると思います。今はも う行政に頼ることはできないでしょうし、経済状況もどうなる かわからない。自分たちで自立していくことが求められている ので、そのためにどこか企業に働きに出る、ということだけで はなく、地域の中に雇用があったり、労働していくことが求め

られていると感じています。そのあたりをもう少し文章的にふくらませていただくと立川らしいというところが出ますし、あき店舗事業の方で協力されたり、いろいろな活動が支援されていますので、そのあたりをもう少し入れていただきたいです。その中では年功序列も関係ありませんし、いろんな方が価値観や経験や知識を持って活動する場であり、将来性や可能性を持った活動だと思います。そのあたりを、企業で働くということだけではなく、多様性・多様なあり方が実現できるところだと思います。今現在立川市で行われている活動も含めて、もう少し文章を書き加えていただけないかと思います。

委員 学習館で行っている趣味の活動も健康づくりのひとつとして 位置づけていただきたいと思います。

市

委員

生涯学習の推進計画は別にあります。男女平等参画の計画の中 に、趣味的なことまでも盛り込むというのは難しいと思います。 ただ、社会貢献活動をしていただいている団体のネットワーク 化というのは課題として考えられると思います。2.(4)家庭 生活・地域社会への参画の説明にありますように、「地域社会の 課題解決に市民が参画する「新しい公共」」という概念が広まっ てきています。行政課題や市民生活のさまざまな課題を解決し ていくために皆さんがネットワークを作って、皆さんで地域を 運営していくための新しいしくみをつくっていくことは、男女 平等参画の施策だと思っています。当然、さきほど川合さんか らお話がありましたコミュニティビジネスや空き店舗をつかっ た子育て支援のしくみなど、いろいろな事業展開があると思い ますので、そういう地域に根付いた活動を通して市民の方々が そこに関わっていかれるとさらに発展性が出てくるのでは、と いう視点でこの計画は作っていくべきではないかと考えていま す。ですが、趣味的な活動や、個人的な活動にまで踏み込んで 計画を作ることは難しいと思います。ご理解いただきたいと思 います。

今までは男性が仕事をしていて、地域の活動はPTAも含めて 女性、という役割分担が歴然としている。ですが、これからは、 これからは、地域活動は男女区別なくやっていかないと、支援 自体も薄くなっているし、意識自体ももう女性だけに任せると いう時代ではない。男性も団塊世代の方々が大勢地域にいらっ しゃる、ということもあり、いい機会なので地域をまず見直し ていただき、ボランティアという志の高い生き方もありますが、 そのほかに事業や再生産などのしくみができるということがあっていいと思います。働いていたときの役割や地位などに関係なくやっていかないと、地域のネットワークというのはできないものだと思う。そういうことをこの記述の中に含めていただければと思います。

市 ボランティアだけでなく、自治会の活動のことも加えていきた いと思います。

委員 行政ができない部分をどう担っていくかを地域の人が考えて 参加する社会というのがこれからは求められていると思いま す。地域づくりが楽しいと、みんなが集まってきます。

今日お出ししたのはたたき台です。このたたき台の構成は、1 ページ目に総論的になぜワーク・ライフ・バランスが必要なの かということを簡単に書いてあります。 2ページ目からは具体 的な施策の方向性について、1つ目の○はそれぞれの分野にお ける問題点、2つ目の○では今度の計画ではこういうことをや ってはどうか、ということを書き、その下に具体的な施策を書 きました。さらに具体的な内容については、次回までに書ける ものについては書きます。子育て支援と介護体制、働き方の見 直し、家庭生活・地域社会、健康づくりの5つのファクターに 分けて整理をしてあります。さらに3番目として、具体的な実 施のためには、市民・地域、行政、事業所がどういう役割分担、 あるいは連携・協働してやっていったらいいのか、ということ を書きました。ぜひ、こういうフレーズでいいかどうかを持ち 帰っていただき、次回もう一度たたいていただきたい。それま でに修正作業は行い、できるだけ早くお手元にお届けしたいと 思います。よろしくお願いいたします。

4.その他

市

・次回以降の会議について

第5回 5月11日(月)

第6回 6月22日(月)

第7回 7月14日(火)

第8回 9月7日(月)

第9回 9月29日(火)、いずれも午後7時~、第2学習室で。

